
恵庭市まちづくり基本条例検証報告書



令和5年9月15日

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会



目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 条例の検証にあたって | 2 |
| 3. 検証結果について | 3 |
| 4. その他各委員からの意見 | 9 |
| 5. 次の見直しまでの重点項目 | 9 |
| 資料編 | 10 |
| 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会 委員名簿 | 10 |
| 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会 開催内容 | 10 |
| 恵庭市まちづくり基本条例 改正後全文 | 13 |
| 恵庭市まちづくり基本条例 改正後新旧対照表 | 21 |
| 恵庭市まちづくり基本条例 市民検討委員会意見出し集約表 | 37 |



1. はじめに

本市においては、市民自治によるまちづくりの実現に向け、市民、議会、市長などの執行機関とその職員の役割や権利と責務を定め、「協働のまちづくり」を進めるための基本的事項をとりまとめた「恵庭市まちづくり基本条例」を制定し、平成26年1月1日から施行されました。

この基本条例は、「5年を超えない期間ごとに」社会情勢に適合しているものであるか検討を行うことを定めており、この検討を行うため、令和5年2月に市民と市職員で構成された「恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会」を設置し、前回の検証時に重点項目として設定した4項目（下記を参照）を中心に検証を行いました。今回の検証においては、参加委員が自由に発言しやすい委員会となるよう、グループワーク方式を取り入れ、市民ファシリテーター（講座を受講した市民が会議の進行や記録を担当）の進行により本条例が社会情勢に適合しているかどうか、本条例の制定から10年を経過し、社会の変化に対応しているかどうかの観点から活発な議論を重ね、意見を出し合い、本委員会として一定の結論に達したことから、条例第30条に定める市民参加による『恵庭市まちづくり基本条例』の検証と検討の結果として報告書を作成いたしました。

この検証報告書が、今後、市民主体の協働のまちづくりの推進に活用されることを委員一同願っております。

なお、委員から報告書としてまとめた意見以外に各委員が特に加えた意見については、末尾に掲載しております。

令和5年9月15日

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会

委員長 横山 純一

◆平成30年度検証時の重点項目

- 【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画
- 【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み
- 【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み
- 【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み



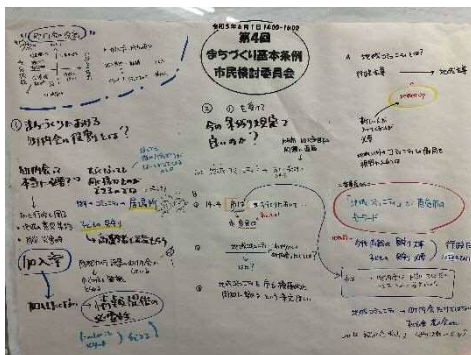
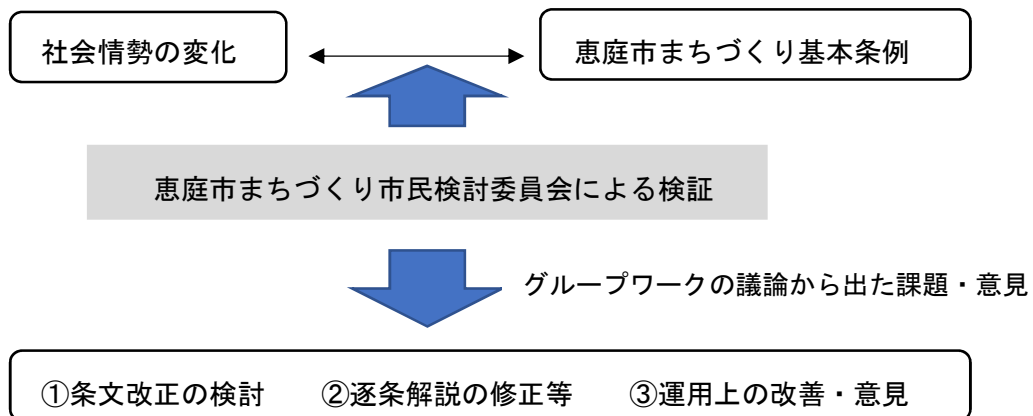
2. 条例の検証にあたって

条例の検証にあたっては、制定からまもなく10年を迎えることから、本条例が社会情勢に合致しているか、また本市にふさわしい基本理念が反映されているか等の視点を踏まえ、前回の条例検証時に「協働によるまちづくり」を推進するにあたり、特に重要と考えられる重点項目4項目を中心に、条例改正の要否を検討しました。

検証にあたっては、①条文の改正の検討を要するもの、②逐条解説の修正等を要するもの、③運用上の改善にとどめるものに分けて検証しております。

なお、③運用上の改善・意見については、各担当課における今後の業務遂行の参考にしていただければと思います。

◆検証作業のイメージ



3. 検証結果について

(1) 条文改正についての意見

■全体

条例制定から10年が経過し、情報通信技術の急速な進展に伴うデジタルの利活用、脱炭素社会の実現に向けた取組み、新型コロナウイルスの影響による市民活動の停滞、令和4年度に実施した全国都市緑化北海道フェアの開催につながったことなど社会情勢が大きく変化している。このことから、恵庭市まちづくり市民検討委員会では、以下のとおり条例の改正が必要という結論としました。

■前文

前文には、一般的に条例の制定由来や経緯と、その基本原理を述べたものとなります。条例制定時の決意である市民の願いやその願いを実現する手法として、市民の手によるまちづくりの先例である「花のまちづくり」の文言を残し、その活動が実を結び、2022年の全国都市緑化北海道フェアの開催や「恵庭市花と緑の記念日を定める条例」の制定につながった経緯を追加しました。

また、花や緑などの地域特性や自然が有する機能や魅力を活かした市民との協働の観点や、次世代を担う子ども達が地域の中で多様なつながりを持ちながら生きる力を育む共生のメッセージを盛り込みました。

更には、未曾有のコロナ禍において、人と人とのつながりが希薄になったことから、改めて、人と人とのつながりの大切さや地域社会の大切さを再認識することとなったため、地域課題に対応していくためには行政だけでなく市民主体で地域社会を作っていくことの必要性と人のつながりの大切などを「誰にとってもやさしい共生のまち」として盛り込みました。



私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。

その願いを叶えるため、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解し、市民主導による花のまちづくり活動が実を結び、その結果、これからも市民がひとつになって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして「恵庭市花と緑の記念日を定める条例」につながったことは私たちの財産です。

これからも私たちは、豊かな自然環境を守りながら、子どもたちが大人になっても希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らせるまちに発展させ、次世代に引き継ぐために、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

恵庭市民憲章の精神のもと、市民・議会・行政が共に考え、市民が住み続けたいと思うまちの実現を目指し、世代を超えて市民と市民とがつながり、市民主導で地域社会をともに創っていく「誰にとってもやさしい共生のまち」が持続的に発展できるよう、この条例を制定します。

■第2条（定義）

第2条は、定義規定ですが、第6号中「地域コミュニティ」にはどのような団体を想定しているのかがわかりにくいと感じます。「コミュニティ」と「地域コミュニティ」との違いを明確にするために、地域コミュニティの表現を改め、定義を分けることとしました。

（定義）

第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 町内会など 町内会や自治会のように地縁によって結びついた住民自治組織をいいます。

(7) コミュニティ 町内会などをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。



■第12条（市民参加の推進）

市民が政策形成の過程において、ワークショップのような市民が自由意見を言いやすい環境が増えると参加しやすくなるという意見を反映させ、条文を修正しました。

改正条文 ※下線部は改正部分

（市民参加の推進）

第12条 市は、_____、市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、
ワークショップなど、市民が参画しやすい環境づくりに努めなければなりません。

■第14条第3項（コミュニティ・町内会など）

少子高齢化の影響やコロナ禍での活動の停滞から、町内会などやまちづくり団体などにおいて、中心となって事業を推進する人材や後継者が不足してきているという認識から担い手の育成を支援する必要があるとし、条文を修正しました。

改正条文 ※下線部は改正部分

3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成、活動及び担い手の育成を積極的に支援するものとします。

■第14条第4項（コミュニティ・町内会など）

市民主体のまちづくりを推進するには、市だけでなく市民も町内会などの果たす役割の重要性を認識する必要があるとし、条文を修正しました。

改正条文 ※下線部は改正部分

4 市と市民は、まちづくりにおいて、町内会などの果たす役割が特に重要であることを認識し、市民は活動への参加に努め、市は町内会などとの協働を進めなければなりません。

■第14条第5項（コミュニティ・町内会など）

市は町内会などとの協働を進めるために、活動内容の市民周知や財政支援をする必要があるとする意見を反映させ、条文を追加しました。



改正条文 ※下線部は改正部分

5 市は町内会などとの協働を進めるため、町内会などの活動に係る周知及び財政の支援に努めなければなりません。

■第 24 条第 1 項（組織運営）

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応できるような組織体制の整備を行うことができるよう条文を修正しました。

改正条文 ※下線部は改正部分

（組織運営）

第 2 4 条 市は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の整備をするとともに、横断的な運営に努めなければなりません。

■第 24 条の 2（デジタル社会の対応）

昨今の情報通信技術の急速な進展に伴い、デジタルの利活用による行政運営は、市民の利便性や市民の利便性や業務の効率化の観点から必須となっています。また、本市において、令和 3 年度にデジタル化推進計画が策定され、今後重要課題としてより一層進めていく必要があるため、新規で条文を追加することとしました。

改正条文 ※下線部は改正部分

（デジタル社会の対応）

第 2 4 条の 2 市は、情報技術の活用に努め、効率的かつ効果的で市民が利用しやすい運営を行うとともに、利活用における格差が生じることのないよう努めるものとします。

■第 24 条の 3（脱炭素社会の対応）

本市において、令和 4 年 6 月に脱炭素社会の実現に向けて「恵庭市ゼロカーボンシティ」を宣言したところです。今後、市のみならず市民や事業所と協力し、重要課題として取り組む必要があるため、新規で条文を追加することとしました。



(脱炭素社会の対応)

第24条の3 市は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者と協力し、脱炭素社会の実現を目指すよう努めるものとします。

(2) 逐条解説の修正についての意見

■第7条（議会の役割と責務）・第8条（議員の責務）関係

- ・身近に感じられるよう、議員個人の情報発信が重要。
- ・条例を作る段階から市民との協働が重要。

■第9条（市長の責務）・第11条（職員の責務）関係

- ・自発的に地域活動に取り組む職員の意識づくり（活動の意義の理解）の醸成などが大切。
- ・地域づくりに参加するきっかけ作りが大切。

■第13条（協働のまちづくり）・第14条（コミュニティ）関係

- ・コーディネーターの存在が大事。
- ・情報交換できる市民活動センターのような場所は大事。
- ・住んでいる人の意識を変えていく必要性を理解してもらうようなことが必要。

(3) 条例の運用上についての意見

■市民の協働によるまちづくりへの参画

- ・市民参加度チェックマニュアルは職員への周知・浸透が重要
- ・附属機関等の委員の募集について、対象に応じた周知媒体を使うべき。
- ・行政から情報発信するだけでなく、聴く業務として広聴の充実を図るべき。
- ・行政資料も写真や画像を使うなどわかりやすくして欲しい。
- ・市民が集う会議時間も土日や夜間など集まった委員の状況で対応するなど必要。



- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）については、PTAとの役割分担などを意識する必要がある。
- ・地域の人々が持つ技術や得意なところを把握してマッチングするような取組みも必要。
- ・子どもの頃から地域活動について知るきっかけがあるとよい。

■地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み

- ・まちづくりチャレンジ協働事業や市民活動自体の周知が重要。
- ・子育て世代の活動が少なくなっているように感じるが、SNSなどでつながって活動しているのではないか。
- ・話をする場、居場所が町内会の役割。
- ・隣同士のコミュニティが高まると町内会加入率も増加するのではないか。
- ・若い人も地域活動に参加できるような取組みを進めて欲しい。
- ・町内会以外のコミュニティでの活動も多くなっているので、そのような活動も協働を進めて欲しい。
- ・町内会の防災活動はコロナもあって減っている。
- ・自主防災組織を組織化できていない町内会も一定数あり、支援が必要。
- ・防災をどのように自分事として捉え意識してもらえるかが重要。
- ・市民団体・町内会が主体となった防災イベント、防災訓練などでの意識啓発も重要。
- ・防災マスターとして登録されている人の活用も重要。
- ・防災無線は聞き取れない、重要度がわからない、日常化してしまっているといった課題がある。

■議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

- ・相談しやすいツールが重要。
- ・傍聴も住所と氏名が必要で、入りづらさがあるのではないか。
- ・議会中継を見やすくして欲しい。



- ・議員提案で作った条例も市民向けに周知することが重要。
特に子ども向けに発信することで身近になる。
- ・シボラ（市職員ボランティア団体）の活動は重要。

4. その他各委員からの意見

- ・地域に住んでいる人の声を町内会が集約して届けてくれることで生活環境の向上となる。
- ・市民活動から見えてくる困りごとなどを解決するため、市民活動を政策に結び付けるような施策が必要。
- ・協働のまちづくりをさらに発展させ、市民や民間（NPO など）の多様な主体が自主的に行動し地域課題を解決する「協創」のまちづくりが求められる。

5. 次の見直しまでの重点項目

今回の見直し検討において、多く議論されたこと、また条例改正となった条文などから、以下の5点を重点項目として、次期見直しまでの間、推進管理していくことを提言します。

| | |
|--------|---------------------|
| 重点項目 1 | 市民参加のしやすい環境づくり |
| 重点項目 2 | コミュニティの担い手育成 |
| 重点項目 3 | 町内会などとの協働 |
| 重点項目 4 | デジタル社会・脱炭素社会の対応 |
| 重点項目 5 | 職員と市民との協働・議員と市民との協働 |



資料編

○恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会 委員名簿

| 役職 | 氏名 | 所属等 |
|------|--------|------------|
| 委員長 | 横山 純一 | 北海学園大学名誉教授 |
| 副委員長 | 泉谷 清 | 制定時委員 |
| 委員 | 茶園 利紀 | 町内会連合会 |
| 〃 | 小隅 麻美 | 市民活動センター |
| 〃 | 小島 博恵 | 恵庭青年会議所 |
| 〃 | 東海林 剛一 | 市民公募委員 |
| 〃 | 槇 愛美 | 市民公募委員 |
| 〃 | 徳家 佳奈 | 市民公募委員 |
| 〃 | 熊谷 遼介 | 恵庭市職員 |
| 〃 | 藤原 千佳 | 恵庭市職員 |
| 〃 | 中井 芙由 | 恵庭市職員 |

○恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会 開催内容

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 第1回 | 2月6日 | まちづくり基本条例の内容及び検証の進め方を説明 |
| 第2回 | 3月27日 | グループワーク（市民の協働・職員の協働・議会の協働） |
| 第3回 | 4月27日 | グループワーク（地域関係団体の協働） |
| 第4回 | 6月1日 | グループワーク（地域関係団体の協働） |
| 第5回 | 7月13日 | 前文の改正（案）及びグループワーク意見を踏まえた本文中の改正（案）の検討 |
| 第6回 | 8月28日 | 検証報告書（案）の検討 |



○恵庭市まちづくり基本条例 改正後全文 別紙1のとおり

○恵庭市まちづくり基本条例 改正後新旧対照表 別紙2のとおり

○恵庭市まちづくり基本条例 市民検討委員会意見出し集約表 別紙3のとおり

